第３章　計画の目指すものについて

１　基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、課題がますます複雑かつ多様化しています。まずは全ての住民一人一人が、自分の命、健康、在り方を見つめなおし、大事に育んでいきます。その上で一人一人が年齢や性別、心身の状況を問わず、お互いの人格や個性を尊重し、支え手、受け手に分かれることなく、ともに喜びや楽しみを共有しお互いを支え合っていくことで、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる町づくりを目指していきます。

基本理念

みんなで支え合い、誰もが安心して暮らすことができるまち

ＳＤＧｓの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながることから、この計画においてもＳＤＧｓの取組を意識し、ＳＤＧｓの達成に貢献していきます。

２　基本目標

基本理念とＳＤＧｓの考え方を踏まえ、この計画は、公的サービスが全ての課題を解決することは難しい状況から、あらゆる資源を有機的に結び付けることで解決が図られるよう進めます。社会福祉協議会を中心とする福祉団体の福祉活動を支援するとともに、それぞれの地域における住民の主体的な参加による地域づくりを支援し、一人一人が主体となり自身を大切にして尊厳を持ちながら生活を行うという心構えと行動を最も大切にし、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」とのバランスがとれた福祉を推進するために策定しました。

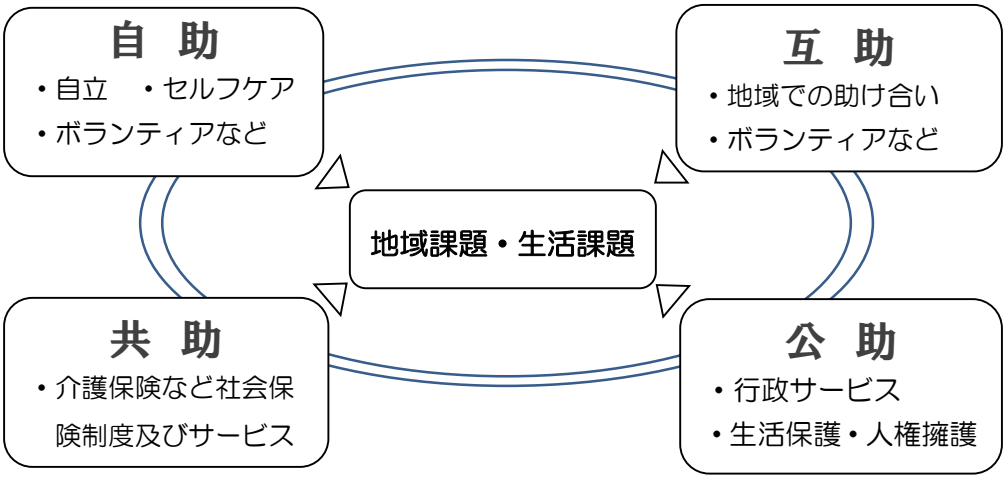

【基本目標１】

皆さんが一人の人として尊重され、健やかに暮らせる地域

○　高齢者、障がいのある人、子どもを含む全ての人にとって、住みよい地域にするため、それぞれが地域の一員であることに気づき、尊重され、健やかに暮らせる地域をつくります。

○　地域に住んでいる私たちは、支援する側になったり、支援される側になったりするお互いさまの関係づくりを進め、地域力を高め、明るく、安心できる地域にします。

《取組》　→　◎　人づくり
→　◎　場づくり

【基本目標２】

皆さんが主人公で、それぞれのできることが活かされる地域

○　地域に住んでいるみんなで、地域で困っていることを、自分のことのように考え、それぞれができることを行い、解決していきます。

○　それぞれの地域には、違う習慣や文化があります。また、地域の活動、組織の活動も違いがあります。それぞれの地域にあった活動を進めます。

《取組》　→　◎　活動づくり

【基本目標３】

みんなの支え合いで、安心して暮らせる地域

○　高齢者、障がいのある人、子どもの皆さんは、さまざまな犯罪や交通事故、災害時の避難などへの不安を持って生活しています。支え合いの気持ちで、みんなが安心して生活を送ることができる地域づくりを進めます。

○　日ごろから、地域で災害や地域の危険なところについて話し合い、確認し、できるところから防災活動を行い、災害時は協力して行動します。

《取組》　→　◎　安心・安全づくり

３　地域の様々な範囲

地域の考え方は、私たちが生活する場所としての小さな単位から、子どもの就学に関係する学校区や、親族・友人関係など町の区域を越えるものまで、様々な地域があります。地域の範囲の捉え方は、課題、地域特性などに応じて、変わってきます。

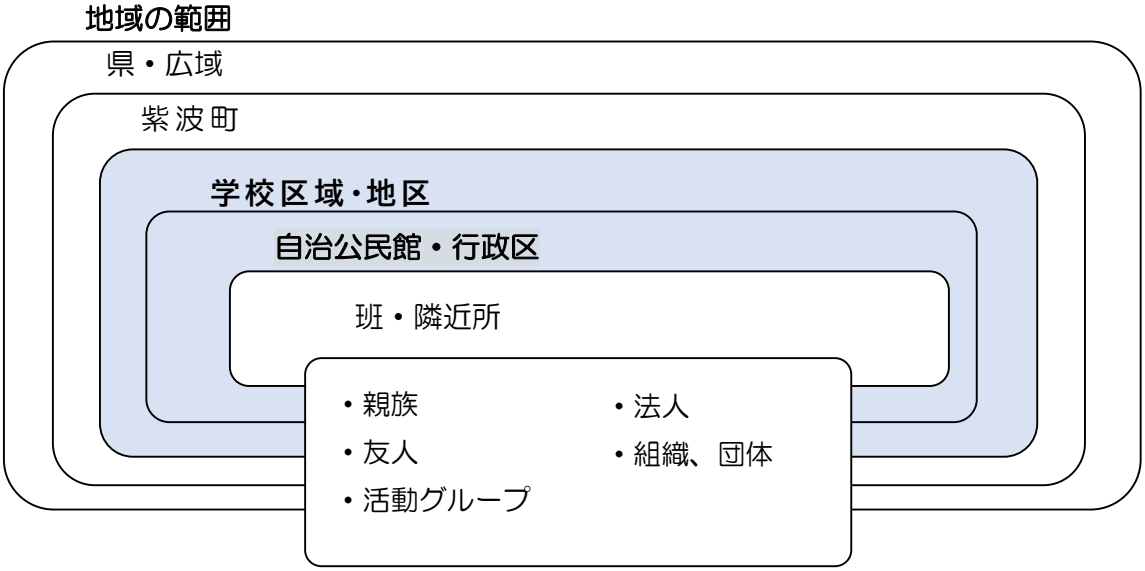

４　課題解決の実践

地域課題や生活課題の解決に向けた実践においては、問題となっている要因を分析し、地域福祉分野である「地域の支え合い」、「福祉団体の事業」、「行政福祉サービス」、あるいは「法律機関」による解決手段から、有効な方法を考えていくことになります。また、複合的、解決手段がない場合に対し重層的支援を進めていきます。

様々な場面において「人と人とのつながり」を考えてみるきっかけづくりを働きかけていきます。

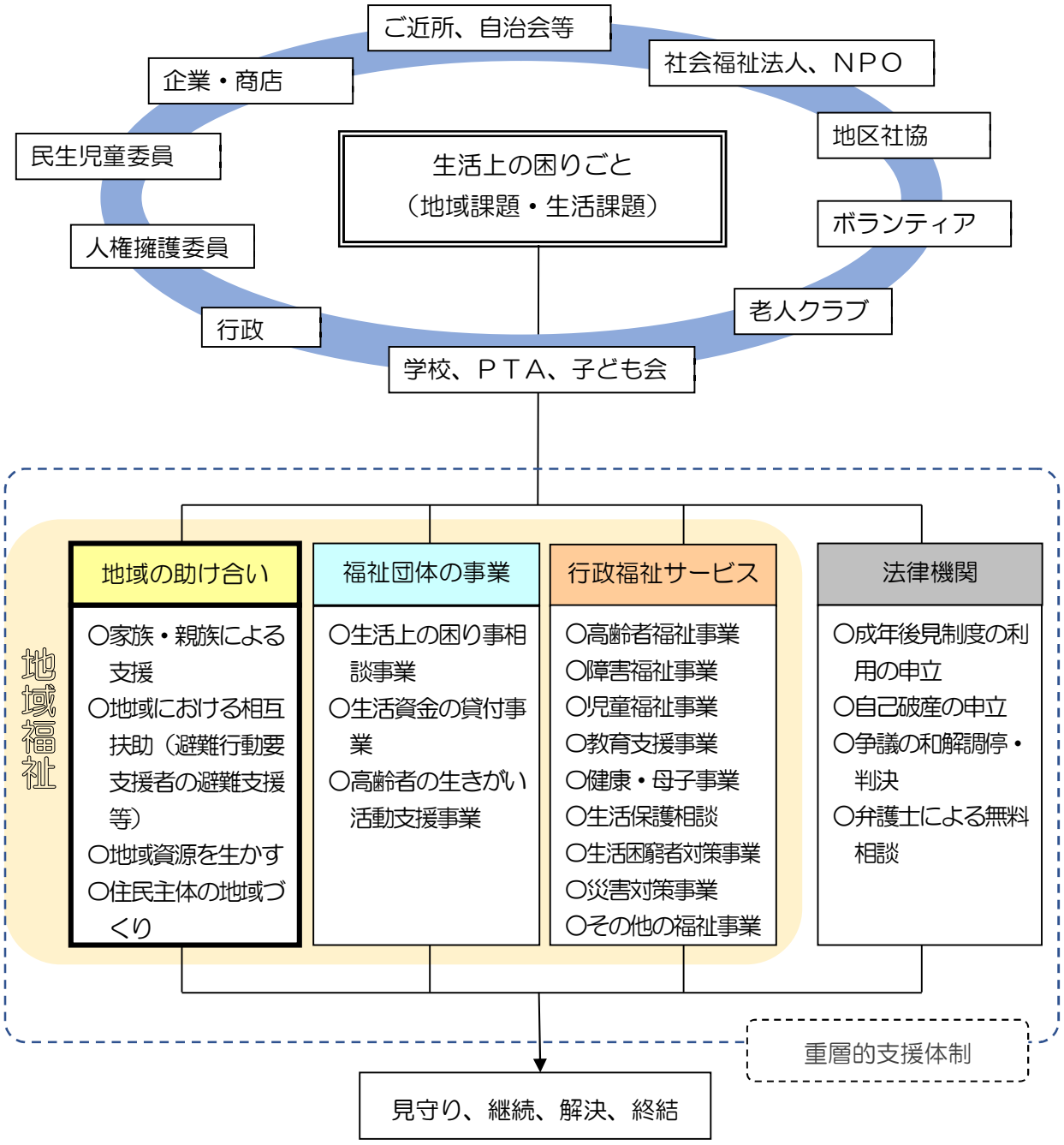

５　計画の推進

地域福祉の目指す基本理念に向けて、この計画が広く浸透するよう、中間年において、調査、分析及び評価を行うよう努めます。なお、評価の対象としては、６　共通の取組、第４章とし、特にも計画期間における重点取組事項として、次に掲げるものとします。また、大きな社会情勢の変化があった場合には、この計画を弾力的に見直していきます。

（重点取組事項）

（1）　人・組織づくり、場づくりの支援

（2）　民生委員・児童委員（民生区長）等福祉を支える者や団体の活動の支援

（3）　避難行動要支援者に係る個別計画作成と運用の検討

（4）　子どもの福祉の充実

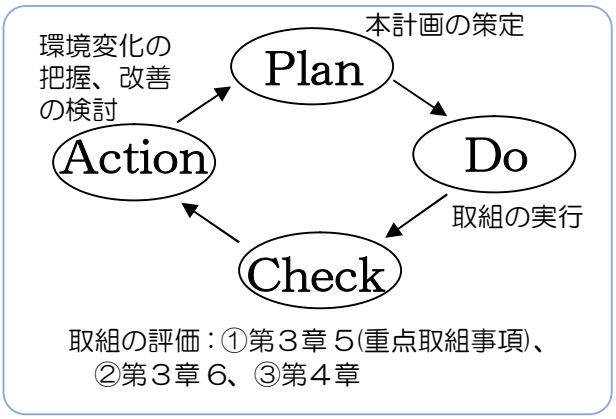

６　共通の取組

（1）　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項については、各種事業における基本的な事項においては 1）のとおり、各福祉分野にわたる事項においては 2）のとおりとします。

1）　各種事業における基本的な事項

ア　理念の浸透　　この計画の基本理念等の考え方を広め、また施策に反映させる。

イ　相談体制強化　総合的な相談体制の充実を図る。

ウ　人材育成　　支える人・団体の育成や活動支援をする。

エ　仕組みづくり　課題解決に向けた仕組みの見直し、構築、推進をする。

オ　情報提供　　わかりやすい情報の共有、提供に努める。

カ　自立支援　　一人一人の自立と社会参加を支援する。

キ　連携強化　　庁内で情報を共有する場を設けるとともに、庁内の部署及び関係機関・団体との連携を強化する。

2）　各福祉分野にわたる事項

ア　様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・ 防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

イ　高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

ウ　制度の狭間の課題への対応の在り方

エ　生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

オ　共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

カ　居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

キ　就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

ク　自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

ケ　市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

コ　高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

サ　保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

シ　地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

ス　地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や 福祉以外の分野の圏域との関係の整理

セ　地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進

ソ　地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

タ　全庁的な体制整備

（2）　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項については、その体制や実施についての検討の推進に努める。

7　紫波町社会福祉協議会と協働で推進

紫波町社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置付けられており、地区ごとに地区社会福祉協議会を組織して地域活動を行うなど地域福祉推進の中心的役割を担う団体として欠かせない存在となっています。

また、紫波町社会福祉協議会においては、地域住民やボランティア・市民活動団体、NPOなどの民間団体が取り組んでいく地域福祉活動の具体的内容を定める地域福祉活動計画を策定していることから、各計画の策定組織に互いが参加し、互いの計画の情報を共有することにより、この計画と地域福祉活動計画の計画内容に連動性及び整合性を持たせています。